

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

税務行政執行共助条約について、まず幾つか質問いたします。

大企業や富裕層による租税回避行為や脱税、租税滞納行為というのは社会秩序を乱すものであって、国税当局が法を遵守して課税するのは当然のことだと思います。

そこで、岸田大臣、この条約は、一九八八年に採択をされて、一九九五年四月に発効しましたが、それから今日は十八年たっております。日本が署名したのは一昨年十一月であります、なぜこんなに時間がかかったのか、ようやく締結するということに至った理由を端的にお答えください。

○岸田国務大臣 税務行政執行共助条約ですが、各国の租税当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組みについて定めるものです。

政府は、OECD等における本条約の草案作成のための議論、この段階から参加はしてきました。しかしながら、本条約を締結し、徴収共助等を国内で実施するためには、外国租税債権の優先権の否定、あるいは徴収共助の拒否事由等に関する国内法令の整備が必要でありました。本条約の締結に当たり、関係部局においてこの点を慎重に検討を行ってきたということでありました。

そして、本条約の実施のための国内法の整備ですが、平成二十四年度の税制改正においてようやく措置されました。また、国際社会においては、G20等の場で、脱税及び租税回避行為に対処するための取り組みの重要性がハイレベルで確認されてきております。

こういった状況に鑑み、政府としましては、本条約を締結すべく、平成二十三年十一月に本条約に署名して、昨年の第百八十回通常国会及び今次通常国会に本条約を提出した、これが今日までの経緯でございます。

○笠井委員 そこで、国税庁に伺いますが、この条約の必要性にかかわってですけれども、これまで、どんな海外滞納事案が発生をして、国税庁がどんなふうに対応困難となって、どれだけの適切な徴収が確保できなかったのか、端的にお答えください。

○岡南政府参考人 お答えいたします。

一般論の形で申し上げたいと思います。

まず、課税の局面におきましては、我が国の納税者と海外法人との取引に不明な事項がある場合に、租税条約がなければ、当該取引に係る情報を入手することは困難であり、適切に課税できないケースがございます。具体例で申し上げますと、特定の海外取引につきまして、海外法人だけが取引の記録や証拠書類を保存しているような事例がございます。

また、徴収の局面につきましては、滞納者が我が国の徴収権限が及ばない外国に財産を移転した場合に、徴収ができないことがございます。具体例で申し上げますと、滞納者が国外にある預金口座に送金しているような事例でございます。

これらの事案に対しまして、税務執行共助条約等が発効いたしますと、相手国税務当局と情報交換及び徴収共助を行い、適正な課税、徴収を行うことができるようになるということでございます。

○笠井委員 日本国憲法が要請する租税徴収の主権が及ぶ範囲というのは国内であります。

今回、海外にある租税債権を共助という形で徴収できる具体的な根拠規定はどれによって担保されているのか、それから、それを行うに当たっての国内法の規定というのは具体的にどういふふう整備されたのか、これも端的にお願いします。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、徴収共助を実施する条約上の根拠規定といたしましては、今回の御審議をいただいております共助条約の十一条から十六条の規定がございます。

それから、これに対応する国内法といたしましては、先ほど大臣から答弁がございましたとおり、昨年度の税制改正におきまして、租税条約等実施特例法につき所要の改正を行いまして、具体的には第十一条及び第十一条の二が整備されたというところでございます。

○笠井委員 財産を海外移転する、いわゆる悪質滞納案件について、これまで国税庁としては、財産の海外移転をされる前に、国内法をどれだけ駆使して対応してきたんでしょうか。なかなか苦労があったという話ですが。

○岡南政府参考人 お答えいたします。

先ほどの回答と一部重複するところがございますけれども、例えば、海外取引におきまして不明な点等がございますれば、まず国内にある滞納者に対しまして質問、検査等を行いまして、そういったことを通じまして、極力、国内において滞納等の整理に当たる情報を入手するわけでございますけれども、やはり相手側がそれに応じないとか出さないとか、あるいはその証拠が既に保管されていないとか、そういった状況につきましては、なかなか課税あるいは徴収が困難な事情があったということがございます。

○笠井委員 外務省に伺いますが、この共助条約において、課税当局の間違ひというか過誤、あるいは運用の濫用の歯どめについては条文上どういう規定になっているか、そして、徴収共助の際の納税者の抗弁の機会あるいは争える範囲というのはどうなるでしょうか。

○岸田国務大臣 徴収共助の実施につきましては、本条約第十一条におきまして、被要請国は、要請国の要請があったときは、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとること等が規定されています。

また、本条約第二十一条におきましては、本条約のいかなる規定も、税務当局がとる措置の対象となる納税者に対し、被要請国の法令または行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼさない等が規定されております。

したがって、本条約に基づく徴収共助は、我が国が被要請国であるか、あるいは要請国であるか、これはどちらであっても我が国国内法及び条約の規定に基づき実施されることとなることから、我が国税務当局が本条約を濫用するような状況は想定されないということがございます。

○笠井委員 幾つかにわたって質問しましたが、国内の滞納処分で、海外に財産移転したいいわゆる悪質案件の対応であるとはいえ、法的根拠と条約の運用にかかわる部分については、国民に対する説明は丁寧に行っていく必要がある、尽くさなきゃいけない。なかなか文章はそういうことが読み込めないんですね。だから、そのことはちゃんとやっていく必要があるということをおし上げておきたいと思えます。

なお、本日の委員会審査案件における七案件ですが、日本・ポルトガル、日本・ニュージーランド租税条約と日米租税条約改正議定書の三件については、第二の多国籍企業優遇税制とも呼ばれる源泉地国課税の免税措置が含まれているので、我が党は反対であります。

この際、TPP交渉への参加問題について一点だけ、この間の論戦を踏まえて、先立って交渉に参加している十一カ国との関係について、大臣に確認しておきたいと思うんです。

これら十一カ国については、去る四月の二十日に、インドネシアのスラバヤの閣僚会合で、趣

旨としては、日本の交渉参加を歓迎する、そういう声明を発表したということであります。

三月十八日の予算委員会で、私は、メキシコ、カナダは、参加表明後に、現行の交渉参加九カ国が既に合意した条文は全て受け入れて、再協議は行わないなどの三つの不利な参加条件の念書を受け取って、参加を認められたということがあると指摘しました。日本も、参加表明後、そういう念書が来るのではないかと、こうただしたところ、安倍総理は、まだ来ていない、私は明確に覚えているんですが、まだ来ていないというふうに答弁されて、これからどうなるかについては定かではないと言われました。

そこで伺いますが、その後、四月二十日の十一カ国の閣僚会議までの間、あるいは今日までの間に、そうした日本が参加するに当たっての条件に関する念書のようなもの、あるいはそういう文書が来たのか、交わされたものがあるのでしょうか。

○岸田国務大臣 御指摘の条件、その念書につきましては、今日まで、メキシコ、カナダの当事国も、その念書の受け取り等については公に明らかにしていないということであります。

こうしたやりとりにつきましては、相手国との関係もあり、明らかにすることは控えさせていただきます。と思います。

○笠井委員 では、伺いますけれども、外務省のホームページに、この十一カ国の声明というのが全文仮訳がございます。

これを見ますと、こう書いてあります。「他の参加国が進捗中の交渉に参加した時と同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、日本の参加プロセスを完了させることをコンセンサス（全会一致）により合意した。」こう書いてありますけれども、これはどういう意味ですか。

○岸田国務大臣 交渉に際しまして、全ての物品を対象とし、そして、他の交渉参加国とともに包括的で高い水準の協定を達していく、こうした認識のことです。

○笠井委員 ですから、聞きますけれども、「他の参加国が進捗中の交渉に参加した時」というのは、明らかにこれは、カナダ、メキシコが後から参加したときということだと思いませんか。それと、「同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、」というものは、カナダ、メキシコ、つまり他の参加国が進捗中の交渉に参加した、そうしたときと同じように、「妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、」というものは、何らかの条件を日本にもつけられたということを言っているんじゃないんですか。これはそういう意味じゃないんですか。

○岸田国務大臣 現TPP交渉参加国は、これまでも、新たな国の参加により交渉の進展をおくらせないといった考え方を示してきております。

我が国としても、こうした考えや、これまで積み上げてきた議論について尊重すべきであるというふうに思っていますし、前向きかつ建設的に交渉をする用意であります。

こうした姿勢については、今申し上げた点、しっかり大切にしていきたいと思っています。その上で、我が国としては、国益を守るため、我が国の交渉力を駆使して最大限の努力をしていかなければならない、そのように思っています。

○笠井委員 おくらせないというのが方法の全てということになりますか。

カナダ、メキシコの場合に言われたのは、先行して交渉してきた九カ国が合意した条文は全て受け入れる、将来、ある交渉分野について九カ国が合意した場合、その合意に従う、交渉を打ち

切る権利は九カ国にあり、おくらせないという国には認められないということがありました。

それは、おくらせないというよりも、もっと具体的なことがあった。さっき大臣は、メキシコ、カナダもいまだにその中身については明らかにしていないと言われましたけれども、これは日本にとっては、国会との関係でも国民との関係でも、非常に重要な問題です。参加して、これからちゃんとと言えるのか。

それは、交渉に入って頑張るんだというふうには大臣も総理も言われるけれども、しかし、できないようになっているんじゃないかというのが問題になっているわけですが、この「方法により、」というようなことについて、もう少しきちっと説明してください。

○岸田国務大臣 TPP交渉につきましては、昨年来、さまざまな二国間交渉、あるいはさまざまな国際会議等を通じて、我が国としましては、この交渉の状況について最大限情報収集に努めてきました。そして、TPP交渉につきましては、関税を含め、重要な論点については、いまだ交渉が継続していると承知しております。

こうした状況の中で、我が国としては、一日も早く交渉に参加し、そしてしっかり情報を共有して、そして強い交渉力を持って主張すべきことをしっかり主張していく、国益を最大限実現するよう努力をする、こうした姿勢で臨んでいきたいと思っています。

○笠井委員 さっき大臣が言った、おくらせないというのはどういう中身でしょうか。

○岸田国務大臣 TPP交渉につきましては、交渉が開始してから既に三年がたっております。さまざまな交渉が行われてきた、これは十分想像できるわけですが、そういった交渉をおくらせない……（笠井委員「どういう行為かということです」と呼ぶ）これは、こうした今日までの交渉の積み上げをしっかりと尊重するということでもあります。

○笠井委員 積み上げてきたものは受け入れるという話になるということでしょうか、中身はまだわからない。

私は、ある意味、不利な条件を丸のみさせられるようなTPP交渉への参加は撤回すべきだと言っていました、改めて、きょうの質疑を通じても感じました。

そのことを強く申し上げて、きょうはこれで終わります。